

令和8年度静岡県立学校施設への太陽光発電設備導入事業 (PPA方式) 仕様書

この仕様書は、静岡県（以下「県」という。）が、県立学校施設への太陽光発電設備導入（PPA方式※）事業の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

※PPA方式

発電事業者が、県立学校施設に自己の所有する太陽光発電設備及び附帯設備を当該発電事業者の負担により設置し、運転・維持管理等を行った上で、当該設備から発電された電力を当該設備を設置した県施設等に供給する契約方式

1 件名

令和8年度静岡県立学校施設への太陽光発電設備導入事業（PPA方式）

2 事業概要

PPA事業者（以下「事業者」という。）において、別表1に掲げる事業実施対象施設に太陽光発電設備及びその附帯設備（以下「設備」という。）を導入し、事業実施期間において当該設備で発電した電力を当該施設へ供給するとともに、当該設備の運転・維持管理を行い、運転期間終了後、設備を撤去する。

なお、設備の導入から撤去までは全て事業者の責任の下、行うものとする。

(1) 事業内容

事業者は次のとおり業務を実施すること。

ア 伊豆伊東高校への太陽光発電設備の設置（PPA方式）

- (ア) 事業者は、別表1の事業実施対象施設に、特段の事情がない限り令和9年3月12日までに設備の設置を完了する。
- (イ) 事業者は、設備の設置にあたり、提案を基に設計・施工した設備を導入する。導入にあたり、設備の設計・工事監理業務、工事に関連する手続き及びその関連業務を行う。
- (ウ) 事業者は、設備の設置工事、運転管理、維持管理を自らの責任で行う。また、設備で発電した電力を、事業実施対象施設に供給する。
- (エ) 設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響に対し、別途県から提示する施設の情報を踏まえ、風圧力・その他外力に対して許容応力度計算等の結果、設備の耐久性に問題がないことを実施体制中の一級建築士が自らの責任で検証し、事業者はその結果に基づき施工すること。検証結果（過程も含む）は、完成時に県に提出すること。
- (オ) 設備の設置後のメンテナンス対応等を具体的に明示する。
- (カ) 県（施設管理者等）への説明（工事・運営に関する内容説明、非常時の対応方針等）を行う。なお、内容等については県と協議の上決定する。
- (キ) 電力系統接続に係る手続きについて、事業者が電力会社へ申込等を行う。なお、電力系統接続にあたっては、法令等で定める技術基準およびその他法令等を遵守し、一般送配電事業者が示す要件を満たすこと。系統連系保護機能としては、逆電力リレー（RPR）等必要な保護継電器を具備すること。

イ 課題の抽出と検証、対応策の提案

設置の翌年度から事業を実施していく中で、課題等が発生した場合、事業者のみで完結する対応策を優先して県に提案し、必要な対応マニュアルや指針書などの作成を行うこと。

(2) 県立学校施設の使用料

全額免除とする。

(3) 事業期間等

運転期間は電力供給開始日から20年間とし、電力供給開始日は県と協議の上決定するものとする。なお、運転期間終了後、事業者は設備を撤去する。

(4) 当該設備で発電した電気料金等

ア 県は設備から供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を運転期間において支払う。電力使用量は、検定を受けた電力量計等により計測するものとする。

イ 電力量計等の検定費用は事業者が負担することとし、契約単価は、電力使用量に対する単一の電気料金単価とし、原則契約期間中一定額とする。

ウ 電気料金単価は、設備の設置、運用、維持管理、撤去費等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含み、かつ、県の補助額相当分を控除した料金（事業者が静岡県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金相当分の4/5とすることができる）とする。

エ 電気料金単価の内訳を明確にすること。

3 事業の留意事項

(1) 事業に係る留意事項

ア 事業実施にあたっては、次の要件を満たすこと。

(ア) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度定（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。

(イ) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

(ウ) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に別表2をすべて遵守していること。

(エ) 太陽光発電設備により発電した電力は、全量自家消費とし、他者へ売電しないこと。また、系統へ逆潮流しないこと。

イ 各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。

ウ 事業者は、設備を事業以外の用途に使用してはならない。

エ 事業実施に当たり予想されるリスクと責任分担については別表3のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定すること。

オ 設備を設置した施設について、県が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、県の負担とする。その場合の発電量の補償は行わない代わりに、1週間以上設備の運転停止が続く場合は設備の運転期間には含まないこととし、契約期間の変更を協議する。

カ 県が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、県に帰属するものとする。

キ 事業者は補助事業を活用する場合には、申請等業務を行うこと。

(2) 工事等に係る留意事項

ア 工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

イ 太陽光発電等に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守すること。

ウ 設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

エ 設備機器及び配管等の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針(最新版)」及び「静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン」に基づき行うこと。

オ 太陽光発電設備はJET認証を取得したもの、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品とすること。

カ 設備設置時には、施設の防水機能に影響が無いよう施工すること。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置をとること。

キ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について、十分配慮した設計・施工をすること。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

ク 事業者は施工にあたり、仮設計画図、パネル配置図、配線経路図(PDF形式データ等)、工程表等を県に提出し、協議をすること。また、県が他に施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

ケ 施工にあたり、施設の利用や安全に支障が起きないように、県と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。

コ 工事期間中、既設設備等の保守点検や施設の運営・維持管理に支障を生じさせない計画とすること。

サ 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選択の上、県との協議により決定する。設備には、施設の電気工作物と識別できるように必要箇所に本事業のものであることが分かるようにすること。

シ 設備の設置に際し、工事計画書(工事概要、作業や停電、重機搬入等に係るタイムスケジュール等)を作成し、県と事前協議の上、その指示に従うこと。

ス 発電設備の設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は事業者負担で修復を行うこと。

セ 工事完成時には、現場で県の確認を受けること。さらに、完成図書書類を1部作成し、県に引き渡すこと。なお、完成図面は、PDF形式データのほかに本件に係るCADデータを提出すること。

ソ 事業者は設置工事の完了時、事業者による完成検査を実施し、合格したことを証する書面を発行すること。

タ 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。

(3) 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時の基本仕様

ア 事業者は、県及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、設備に異常もしくは故障が生じた場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行い、結果を県に報告すること。

なお、定期的に点検を行い、故障や腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うとともに、点検結果を県に報告すること。

イ 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として事業者の負担とすること。

ウ 事業実施中に、設備の起因が疑われる雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明のため調査をすること。

エ 事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復すること。

オ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。

カ 地震、台風等の災害発生後は速やかに設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すとともに、点検結果を県に報告すること。

キ 電路を通じた波及事故を防ぐシステムとするとともに、事業者は遠隔監視により常に設備を監視し、設備の故障・破損等の異常事態には必要に応じて施設管理者の承諾を得た上で、事業者が速やかに復旧すること。併せて県への報告も遅滞なく行うこと。

ク 設備の故障、緊急時等に迅速に対応できる連絡体制、初動体制を整えること。

(4) その他の留意事項

ア 事業者は本事業により、県及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に加入すること。

また、事業者により県及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が賠償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応することとし、事業者が責任を負うべき事項で、県が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うこと。

- イ 事業者は、事業者都合により提案した発電容量よりも供給量が著しく減少する場合は、事業者が県に対して補償責任を負うこと。なお、天候不良による発電量の減少はこの限りでない。
- ウ 発電設備を設置した施設について、事業期間の途中で県の都合により発電設備を継続して設置することができなくなった場合、県は発電設備の撤去を求めることができるものとし、未払いの撤去費等生じる事業者の損害は別途協議する。
- エ 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は設備の運転終了後は、事業者の責任と負担により発電設備の撤去を行い、原状回復を行うものとする。なお、撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。
- オ 事業者は業務上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- カ その他、本仕様に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。

別表1 事業実施対象施設

施設名	静岡県立伊豆伊東高等学校
所在地	静岡県伊東市吉田 748-1
設置対象場所	校舎（屋上）

別表2 遵守事項

番号	遵守事項内容
1	地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
2	関係法令及び条例の規定に従い、設備の設置工事の設計・施工・運用を行うこと。
3	防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
4	一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
5	設置した太陽光発電設備に情報（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を明示すること。
6	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
7	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
8	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
9	防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
10	交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
11	10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
12	10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

別表3 想定されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			県等	事業者	
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○	
	第三者賠償	太陽光発電設備及び附帯設備（以下、「設備」という）に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスク保証する保険		○	
	事業の中止・延期		県等の指示によるもの（瑕疵を除く）	○	
			発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
事業者の事業放棄、破綻によるもの				○	
瑕疵担保	設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任		○		
計画・設計段階	物価	物価変動		○	
	応募コスト	応募コストの負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
建設段階	物価	物価変動		○	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延		○	
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払の遅延・不能によるもの	○		
	金利	市中金利の変動		○	
	計画変更	用途の変更等、県等の責による事業内容の変更	○		
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○	

維持管理 関連	県立学校施設損 傷	設備に係る事故・火災による県立学校施設及び 周辺施設の損傷		○
		設備に起因する事故・火災に関する説明責任		○
		設備に起因する県施設及び周辺施設への障害		○
		県立学校施設に起因する事故・火災による施設 及び設備の損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、県立学 校施設運営・業務への障害		○